

山添村空家等対策計画改定業務委託プロポーザル審査要領

1 審査対象者

審査の対象となる者は、指定期日までに企画提案書等の提出をした者に限る。なお、企画提案書等を提出した者が1者の場合でも審査は実施する。

2 審査方法

審査は企画提案書等により山添村空家等対策計画改定事業プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において行う。

3 審査項目及び評点

プロポーザルにおける審査項目及び点数等は別紙「山添村空家等対策計画改定業務企画提案書等評価基準」（以下「評価基準」という。）によるものとする。

4 受託候補者の選定方法

(1) 選定基準

点数の合計が最も高い提案者を受託候補者として選定する。ただし、点数の合計が最も高い提案者が複数ある場合は、「具体的な施策提案」、「実施体制」、「業務実績」、「受託希望金額」の順に評価点に差がついたものを受託候補者として選定する。

(2) 選定方法

- ① 山添村空家等対策計画改定業務委託プロポーザル審査委員会の委員が、評価基準に基づいて採点を行う。
- ② 点数の合計が最も高い提案者が6割を下回る場合には、受託候補者の選定には至らないものとする。
- ③ 審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。